(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業の概要等

1 計画概要

(1)目的

2030年度までに、一定状況下(風況等)における浮体式洋上風力発電を国際競争力のある価格で商用化する技術の確立を目指し、NEDO¹⁾ によりGI基金²⁾ として採択された愛知県沖における浮体式洋上風力発電実証事業を行う。

- 1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 2) グリーンイノベーション基金:2050年カーボンニュートラルの実現に向け、NED0に基金を造成し、野心的な目標にコミットする企業等に対して、最長10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援するもの。
- (2) 事業者

株式会社シーテック

(3) 事業実施想定区域の位置 愛知県田原市・豊橋市沖(約1,306ha)

(4) 事業規模 最大 16,500kW×1基

2 手続根拠法令

愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号)

3 経緯

2025年1月21日 配慮書の県への送付

1月22日 配慮書の公告・縦覧(1月22日~2月21日)

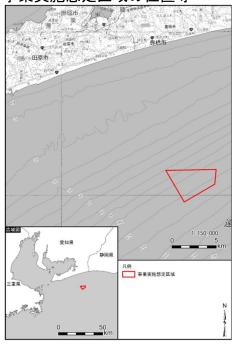
2月4日 審査会の開催

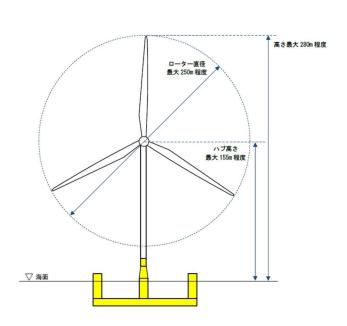
4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を事業者に通知する。

この知事意見の通知は、事業者から計画段階環境配慮書等の送付があった日から90 日以内に行う。ただし、事業者から計画段階環境配慮書に係る住民意見の概要等の送 付があった場合は、送付があった日から90日以内に行う。

5 事業実施想定区域の位置等





(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業に係る環境影響評価の手続の流れ 住 民等 事 業 者 事 長 知 市 計画段階環境 配慮書の手続 配 慮 公 表 意見書(1月間) 環境影響評価審査会諮問 現在、 市長意見) この段階 環境影響評価審査会答申 知事意見 事業計画の策定 環境影響評価 法書 方法書の手続 公告・縦覧(1月間) 説明会の開催 意見書 (1月+2週間) 意見概要 環境影響評価審査会諮問 市長意見 環境影響評価審査会答申 知事意見 項目・手法の選定 環境影響評価の実施 環境影響評価 備書 準備書の手続 公告・縦覧(1月間) 説明会の開催 意見書(1月+2週間) 意見概要・事業者見解 環境影響評価審査会諮問 公聴会の開催 市長意見 環境影響評価審査会答申 知事意見 環境影響評価 評 価 書の手続 公告・縦覧(1月間) 工事の着手届